

愛知県立三好特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、すべての子どもが被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえなければならない。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込むのではなく、学校全体で組織的に指導に当たっていくことが必要である。

学校では、児童生徒が身近な先生や周囲の友達と信頼できる関係の中で、安心かつ安全に生活できる場でなければならない。そこで、本校は児童生徒一人一人が大切にされているという実感がもて、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての思いやりの心や正義感や自信を身につけ、健やかな心身の育成を図るような学校づくりにも取り組む。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して社会参加に必要な知識と技能を培うことのできる取り組みの充実を図る。

2 いじめ防止対策組織について

この組織は、いじめの問題に対する基本的な考え方をもとに、未然防止や早期発見、いじめへの対応に至るまで一連の取り組みを、教職員が共通理解して実施できる組織とする。また、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱えこまないように、教職員が連携を図り、組織として対応するための「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) いじめ・不登校対策委員会のメンバー

校長、教頭、該当部主事、生活指導部主任、該当学部の生徒指導主事
該当学年主任及び学級担任、養護教諭、その他の関係者

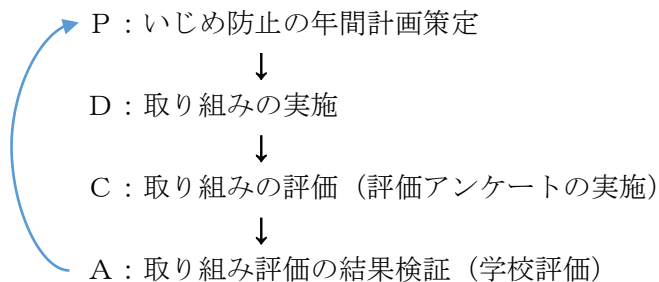
(2) 委員会の役割

委員会では、事案に応じて適切なメンバー構成（チーム）を考える。そして、対応する内容によっては、チームに新たなメンバーを加える場合もある。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医等の外部専門家をチームに加え、その役割に置くなどより効果的な対応に心がける。そして、委員会は教職員の資質向上やいじめ防止のために研修の場を設けたり、問題への対策を考える機会を設けたりもする。

また、委員会では学習活動全体をとおして「いじめは人として許されない」ことが理解できるような教育活動を設定するように全学部や全学年に働きかける。

(3) 委員会の取り組み

年間を通して、いじめ防止に対する取り組みの検証をする。（P D C Aサイクル）



※いじめについての取り組みに対する検証や見直しについては、ホームページに公開しながら家庭と地域、関係諸機関との連携を図る。また、学校学校関係者評価委員会に取り上げるなどして、いつも見直しができるようにしておく。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

(1) 「いじめの未然防止」の取り組み

- ・全ての教職員がいじめに対する共通理解をもつ。学年会等で児童生徒の行動の状況把握に努める。
- ・学校生活全体で道徳教育や人権教育等を推進しながら、児童生徒が集団の一員としての自覚と自信が育ち、周囲の人たちと円滑な人間関係を保てるように支援や援助を行う。
- ・学校への出席と健康状態をいつも把握するように努め、授業や各行事に積極的に参加できるような学校づくりをする。
- ・教職員の言動がいじめを助長することがないように、指導・支援の在り方には十分注意をする。
- ・普段から情報モラルの教育にも目を向け、携帯電話等の使用に関しては実態把握を積極的に行う。

(2) 「いじめの早期発見」の取り組み

- ・ささいな兆候からいじめの実態を認知できるように心がける。
- ・毎日の保護者からの連絡帳の記述や児童生徒の日常生活の行動などから友人関係を把握する。常に部や学年で組織的に連携して対応する。
- ・定期的にアンケート調査を行い、児童生徒同士の関係を把握する。

(3) 「いじめの事案」への対応

- ・いじめの発見・通報やその疑いのある情報については、すぐにその状況を把握して「いじめ・不登校対策委員会」で組織的かつ迅速に対応する。
- ・被害のある児童生徒を守る姿勢で対応する。
- ・加害児童生徒への指導は、教育的かつ毅然とした態度で指導・支援を実施する。事案によっては学校の全教職員と保護者の協力をもとに取り組む。
- ・集団でいじめが起きていることが確認できた場合、積極的にはたらきかけながらいじめを見逃ごさない、生み出さないように指導と支援を行っていく。
- ・いじめの内容や事案について、必要に応じて外部の関係機関と積極的に連携して対応する。

(4) 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信等について

- ・「いじめ防止基本方針」を学校経営案及びホームページに掲載する。
- ・いじめの事案への対策の趣旨や取り組みを保護者に説明し、事案が起こった場合には、理解と協力が得られるように情報発信に努める。
- ・事案の内容に応じて、学校だよりやホームページ等を通じて取り組み状況等を情報発信する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及びホームページに掲載する。

(5) 重大事態への対応について

- ・いじめにより本校に在籍する児童生徒の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがあるときには、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。その調査は「いじめ・不登校対策委員会」が中心となって適切に対応する。

年 間 計 画

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ・不登校 対策委員会の動き	保護者・地域との 連携
4 月	○欠席及び健康観察の実施 【全学部】 ○相談室等開設の周知 【全学部】 ○オリエンテーションの実施 【新入生】	○保護者との連携 (毎日の連絡帳 のやりとり) 【全学部】	○現職研修① (いじめ対策委 員会について の共通理解)	○あいさつ運動 【全学部】
5 月	○生活実態調査【全学部】 ○個人面談週間【全学部】	○「生活実態ア ンケート(い じめアンケー ト)」の実施 【全学部】		○ごみゼロ運動 【全学部】 ○地域の学校との 交流活動 【小、中学部】 ○運動会【全学部】
6 月	○ボランティア活動の実施 【高等部】 ○公開部活動【高等部】			
7 月			○現職研修② (ケース会)	
8 月	○部活動や体験実習等の実施 【高等部】 ○サマースクールの実施 【小、中学部】			○部活動交流 【高等部】
9 月	○個人面談週間【全学部】			○学校評議員への 行事・授業の公開
10 月		○「生活実態ア ンケート(い じめアンケー ト)」の実施 ※【全学部】		○公開部活動 【高等部】 ○地域学校との 交流活動 【小、中学部】
11 月	○ボランティア活動の実施 【高等部】			○文化祭の公開 【全学部】 ○学校評議員への 行事・授業の公開 【全学部】

12月	○人権学習【全学部】			
1月	○部活動交流【高等部】			○地域への花の贈呈【高等部】
2月	○情報モラルの学習【高・卒業学年】 ○個人面談週間【全学部】		○取り組みの評価と検証	○部活動交流【高等部】
3月	○情報モラルの学習【高等部】	○学年会での引き継ぎ	○取り組み結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者の評価

【全学部】は、小・中・高等部のすべての学年を示している。

※は、原則全員を対象としているが、部や学年で必要である者のみ実施する場合がある。 -